

町内小・中学校保護者の皆様

飯豊町教育委員会
教育長 熊野 昌昭
「公印省略」

飯豊町における学校関係者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になった場合の対応の追加について（お知らせ）

日頃、町教育行政に特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が県内でも依然と高い水準にあります。
さて、厚生労働省から濃厚接触者の自宅待機期間について連絡がありました。
それに伴い、令和4年4月6日に配付しました「感染や濃厚接触になった場合の対応について」の表に追加をいたしました。ご確認ください、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 濃厚接触者の自宅待機期間について

（令和4年4月6日付文書の「感染や濃厚接触になった場合の対応について」の感染者の濃厚接触者にあると特定された場合）

本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から7日間の健康観察期間中、自宅待機とします。必要に応じて校内消毒等の対策を行います。対策の実施等が必要な場合、学校の一時閉鎖を行います。

追加部分

濃厚接触者は感染者と最終接触日から4日目と5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で、2回とも陰性の場合、5日目から登校を可能とします。その際、学校に連絡をお願いします。
*抗原定性検査キットは薬事承認されたものを用いてください。

検査には費用が掛かりますので、すべての方に求めるものではありません。

（参考）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf>

（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

2 学校・幼児施設への連絡について

お子さんが風邪症状、腹痛や下痢、倦怠感など体調不良で学校を休む・早退する場合、お手数ではございますが、兄弟姉妹のいらっしゃる学校・幼児施設への連絡もお願いいたします。

コロナに関する不明な点や、裏面の「感染や濃厚接触になった場合の対応について」の連絡先

平日日中の場合 該当学校

または教育委員会教育総務課 0238-87-0519

平日夜間、休日の場合 教育委員会教育総務課 090-4317-8038

令和4年4月6日付け文書からの追加部分

2 感染や濃厚接触になった場合の対応について

(1) 飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安0～2」(現在レベル2)に区分される場合

※①～④の場合について、本人または保護者より、速やかに学校に連絡をお願いいたします。

| 状 況 | | 対 応 |
|---------------------|---|---|
| 学校関係者 (児童生徒と教職員) | ① 感染が判明した場合 *学校に連絡をお願いします | <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校を閉鎖します。保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を行います。 学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、新たな臨時休業になる場合があります。 |
| | ② 感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合 *学校に連絡をお願いします | <ul style="list-style-type: none"> 本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から7日間の健康観察期間中、自宅待機とします。必要に応じて校内消毒等の対策を行います。対策の実施等が必要な場合、学校の一時閉鎖を行います。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追加部分 濃厚接触者は感染者と最終接触日から4日目と5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で、2回とも陰性の場合、5日目から登校を可能とします。その際、学校に連絡をお願いします。 *抗原定性検査キットは薬事承認されたものを用いてください。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖解除後は、学校では感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行います。 |
| | ③ PCR検査の受検対象者と判断された場合 *学校に連絡をお願いします | <ul style="list-style-type: none"> 本人を自宅待機とするとともに学校では感染防止対策を徹底します。 |
| | ④ 同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合 *学校に連絡をお願いします | <ul style="list-style-type: none"> 本人を自宅待機とするとともに(同居している家族が陰性と判定されるまで)、学校では感染防止対策を徹底します。 |
| ⑤ 町内に感染者が確認された場合 | <ul style="list-style-type: none"> 町内で感染が確認されたが、「学校関係者及び同居している家族」ではない場合は、感染防止対策を徹底したうえで、学校の教育活動を継続します。 | |
| ⑥ 近隣市町で感染が確認された場合 | <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を講じたうえで、通常の教育活動を行います。 | |

(2) 飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安3～4 [特別警戒・非常事態レベル]」に区分される場合

学校運営ガイドラインに準じ、保健所や関係機関と連携の上、学校における感染拡大状況も踏まえて、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとします。

町長から地域全体の社会・経済活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた町一斉の臨時休業を教育委員会で検討いたします。